

中 医 協	総 - 2
8 . 1 . 2 3	

個別改定項目について

I 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進

I - 1	医療機関等が直面する人件費や、医療材料費、食材料費、光熱水費及び委託費等といった物件費の高騰を踏まえた対応	2
①	物件費の高騰を踏まえた対応	2
②	入院時の食費及び光熱水費の基準の見直し	13
③	入院時の食事療養に係る見直し	15
I - 2	賃上げや業務効率化・負担軽減等の業務改善による医療従事者の人材確保に向けた取組	
I - 2 - 1	医療従事者の処遇改善	17
①	賃上げに向けた評価の見直し	17
②	夜勤を含む負担の軽減及び処遇改善に資する計画の明確化	33
I - 2 - 2	業務の効率化に資する ICT、AI、IoT 等の利活用の推進 .35	
①	ICT 等の活用による看護業務効率化の推進	35
②	医師事務作業補助体制加算の見直し	41
③	医療機関等における事務等の簡素化・効率化	47
④	様式 9 の見直し	52
I - 2 - 3	タスク・シェアリング／タスク・シフティング、チーム医療の推進	54
①	多職種が専門性を発揮して 病棟において協働する体制に係る評価の新設	54
I - 2 - 4	医師の働き方改革の推進／診療科偏在対策	56
①	医師の働き方改革及び診療科偏在対策の推進	56
②	処置及び手術の休日・時間外・深夜加算 1 の見直し	65
I - 2 - 5	診療報酬上求める基準の柔軟化	68
①	やむを得ない事情における施設基準等に関する取扱いの見直し	68
②	感染対策向上加算等における専従要件の見直し	71
③	常勤職員の常勤要件に係る勤務時間数の見直し	77
④	質の高い摂食嚥下機能回復に係る取組の推進	81

⑤ 疾患別リハビリテーション料や特定入院料において配置された療 法士による専門性を生かした指導等の更なる推進	84
---	----

II 2040 年頃を見据えた医療機関の機能の分化・連携と地域における医療 の確保、地域包括ケアシステムの推進

II-1 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の 評価

II-1-1 患者のニーズ、病院の機能・特性、地域医療構想を踏まえた、 医療提供体制の整備

① 急性期病院一般入院基本料等の新設	95
② 重症度、医療・看護必要度の見直し	111
③ 急性期総合体制加算の新設	119
④ 特定機能病院入院基本料の見直し	128
⑤ 特定集中治療室管理料の見直し	133
⑥ ハイケアユニット入院医療管理料の見直し	145
⑦ 救命救急入院料の見直し	150
⑧ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の見直し	160
⑨ 地域包括医療病棟の見直し	162
⑩ 回復期リハビリテーション病棟入院料等の評価体系及び要件の見 直し	166
⑪ 療養病棟入院基本料の見直し	176
⑫ 障害者施設等入院基本料等の見直し	183
⑬ 障害者施設等入院基本料における看護補助者に係る加算の見直し	184
⑭ 入院料に包括されない 除外薬剤・注射薬の範囲の見直し	186
⑮ DPC/PDPS の見直し	195
⑯ 短期滞在手術等基本料の見直し	205
⑰ 地域加算の見直し	219
⑱ 看護補助者に係る加算の名称の見直し	220
II-1-2 人口の少ない地域の実情を踏まえた評価	221
① 医療資源の少ない地域の対象地域の見直し	221

② 人口の少ない地域で医療を提供する機能を連携して確保する評価の新設	225
③ 歯科巡回診療に係る適切な推進	233
Ⅱ－２ 「治し、支える医療」の実現	
Ⅱ－２－１ 在宅療養患者や介護保険施設等入所者の後方支援(緊急入院等)を担う医療機関の評価	235
① 協力医療機関が協力対象施設と行うカンファレンス等に係る施設基準の見直し	235
② 包括期入院医療における充実した後方支援の評価	239
③ 地域包括ケア病棟における初期加算等の評価の見直し	241
Ⅱ－２－２ 円滑な入退院の実現	244
① 入退院支援加算等の見直し	244
② 介護支援等連携指導料の見直し	251
③ 回復期リハビリテーション病棟における高次脳機能障害者に対する退院支援の推進	253
④ 感染対策向上加算等における専従要件の見直し	256
Ⅱ－２－３ リハビリテーション・栄養管理・口腔管理等の高齢者の生活を支えるケアの推進	257
① リハビリテーション・栄養管理・口腔管理の一体的な取組の更なる推進	257
② 質の高い摂食嚥下機能回復に係る取組の推進	266
③ 口腔状態に係る課題を抱えた患者についての歯科医療機関との連携の推進	267
④ 入院患者の口腔管理における医科歯科連携の推進	269
Ⅱ－３ かかりつけ医機能、かかりつけ歯科医機能、かかりつけ薬剤師機能の評価	271
① 機能強化加算の見直し	271
② 生活習慣病管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)の見直し	274
③ 特定疾患療養管理料の見直し	279
④ 地域包括診療加算等の見直し	281
⑤ 時間外対応体制加算の充実	294

【Ⅱ－２－２ 円滑な入退院の実現－③】

③ 回復期リハビリテーション病棟における高次脳機能障害者に対する退院支援の推進

第１ 基本的な考え方

高次脳機能障害者に対して退院後も必要な障害福祉サービス等を適切に提供する観点から、回復期リハビリテーション病棟入院料に高次脳機能障害者の退院支援体制に係る要件を追加する。

第２ 具体的な内容

回復期リハビリテーション病棟入院料１から５まで及び回復期リハビリテーション入院医療管理料において、高次脳機能障害者支援センターや指定障害福祉サービス事業所等の情報を把握するとともに、高次脳機能障害者の退院時に当該情報を説明し、必要に応じて対象機関に患者情報の提供を行うことを要件とする。

改 定 案	現 行
【回復期リハビリテーション病棟入院料】 〔施設基準〕 十 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等 イ～ヌ （略） ル <u>高次脳機能障害者が退院後、円滑に障害福祉サービス等を利用できるよう必要な体制が整備されていること。</u> 1 通則 (14) <u>当該保険医療機関において当該地域の高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第十九条第一項に規定する高次脳機能障害者支援センター並びに他の保険医療機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第</u>	【回復期リハビリテーション病棟入院料】 〔施設基準〕 十 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等 イ～ヌ （略） （新設） 1 通則 （新設）

百二十三号)に基づく生活介護、自立訓練、就労継続支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援及び計画相談支援等の障害福祉サービス等を提供する事業所又は施設及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者であって、高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報(所在地、連絡先及び提供サービス等)を、あらかじめ把握するとともに、当該情報を、当該病棟に入院中の「基本診療料の施設基準等」の別表第九に掲げる「高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合」に該当する患者の退院時に、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者に対して、説明の上、提供していること。また、退院後に他の保険医療機関又は障害福祉サービスによるリハビリテーションの継続を予定している患者については、当該患者又はその家族等退院後に患者の看護に当たる者の同意が得られた場合は、利用を予定している保険医療機関、当該生活介護等を提供する事業所若しくは施設、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設等に対して、3月以内に作成したリハビリテーション総合実施計画書等を文書により提供できる体制を整備していること。

※ 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料についても同様。